

[資 料]

インド2016年障害者の権利法

浅 野 宜 之

本稿は、2016年に制定されたインドの「障害者の権利法」を翻訳したものである。インドにおいては、本法が制定されるまで1995年に制定された「1995年障害者（機会均等、権利保護及び完全参加）法」（以下1995年法）が、障害者に関わる法律のなかでも重要な法律の一つとして存在し、また、そのほかに1992年リハビリテーション協議会法、1999年自閉症、脳性麻痺、精神遅滞及び重複障害がある者の福祉のための国家トラスト法などがインドにおける障害者に関わる法令として適用されてきた。こうした状況の中、2007年に発効した国連障害者の権利条約をインドも批准し、それにともない国内法の整備が必要となった。インド政府は同条約に適合的な国内法の整備のため、1995年法の一部改正ではなく、全面的に新しい障害者法の制定に取り組むこととなった。

本法制定までの過程については、これまで部分的に拙稿で紹介してきたが¹⁾、本稿は最終的に公布された2016年障害者の権利法の全訳である。翻訳に当たっては、官報を底本とした²⁾。

2016年障害者の権利法（2016年法49号）

本法は、国連障害者の権利条約に効力を与える、これに関連する事項について定める法律である。

国連総会は、2006年12月13日に障害者の権利条約を採択し、

同条約は障害者のエンパワーメントのため、次の事項について定めている

- (a) 生来の尊厳、自己決定の自由を含む個人の自律及び個人の独立の尊厳
- (b) 非差別

1) 浅野（2010）、同（2012）、同（2015）、同（2017）において、新法制定への動きについて記述している。また、森（2013）もインドをはじめとする南アジア諸国における障害者問題について詳述している。このほか和文のみならず英文で各種論考や報告書が多数刊行されているが、本稿では割愛する。

2) Gazette of India, Extraordinary, Part II - Section I, No. 59, December 28, 2016.

- (c) 社会への完全かつ効率的参加及び統合
- (d) 差異の尊重及び人間の多様性並びに人類の一部としての障害者の受容
- (e) 機会の平等
- (f) アクセシビリティ
- (g) 男女平等
- (h) 障害児の発達能力の尊重及びアイデンティティを保護するための障害児の権利の尊重

インドは同条約の署名国であり、
インドは2007年10月1日に同条約を批准しており、
同条約を実施する必要があると認められることから、
共和国の67年目、次の通りこれを制定する。

第1章 予備規定

第1条（略称及び施行）

- (1) 本法を2016年障害者の権利法と称する。
- (2) 本法は、連邦政府が官報における告示により定めた日から効力を有する。

第2条（定義）本法において別に定めのない限り、

- (a) 「申立機関」は場合により14条3項又は53条1項にもとづき制定された若しくは59条1項にもとづき指示された機関をいう。
- (b) 「関連する政府」は
 - (i) 連邦政府若しくは連邦政府に完全に又は実質的に財源を負っている機関若しくは2006年軍駐屯地法にもとづく軍駐屯地協議会に関しては連邦政府を、
 - (ii) 州政府若しくは政府に完全に又は実質的に財源を負っている機関若しくは軍駐屯地協議会を除く地方政府に関しては州政府をいう。
- (c) 「バリア」は、コミュニケーション、文化、経済、環境、政治、社会、態度又は構造的要因であって障害者が社会において完全に及び効率的に参加することを妨げるものをいう。
- (d) 「介助者」は、支払いの有無にかかわらず、両親及びその他の家族を含め、障害者を介護し、介助し又は支援する者をいう。
- (e) 「認証機関」は、第57条1項にもとづき指定された機関をいう。

インド2016年障害者の権利法

- (f) 「コミュニケーション」は、コミュニケーションの方法及び方式、言語、文章の表示、点字、触覚コミュニケーション、標識、拡大表示、アクセシブル・マルチメディア、書面、音声、ビデオ、ビジュアル・ディスプレイ、手話、簡易言語、朗読者、重度障害者用意思伝達装置及びアクセス可能な情報及びコミュニケーション技術をいう。
- (g) 「権限ある機関」は第49条にもとづき任命された機関をいう。
- (h) 「差別」は、障害に関連し、障害にもとづき政治的、経済的、社会的、文化的、市民的またはその他の分野でのすべての人権及び基本的自由を他の者と平等に認識し、享受し又は実行することを妨げる又は無効にすることを目的とし又はその効果をもつすべての区別、排除、制限をいい、合理的待遇に対するすべての形態の差別又は否定を含む。
- (i) 「組織」は政府組織及び民間組織を含む。
- (j) 「基金」は第86条にもとづき設置される国家基金をいう。
- (k) 「政府組織」は連邦法又は州法にもとづき若しくはその下で設置された組織若しくは政府若しくは地方団体により保有若しくは監督若しくは支援されている機関又は団体若しくは2013年会社法第2条により定義された公社をいい、政府の部局を含む。
- (l) 「高度な支援」は物理的、心理的及びその他の集中的な支援で、基準値以上の障害者が日常活動のため、独立して、ファシリティの利用に当たって情報を得て自ら決定し、教育、雇用、家族及び地域生活並びに治療および療法を含むすべての生活部面に参加するために必要とするものをいう。
- (m) 「インクルーシブ教育」は、教育の制度で障害がある又はない生徒がともに学習する制度で、異なった障害がある生徒の学習ニーズに適合する教授および学習制度をいう。
- (n) 「情報及びコミュニケーション技術」は、情報及びコミュニケーションに関連するすべてのサービスをいい、テレコムサービス、ウェブによるサービス、電子及び印刷サービス、デジタル及びバーチャルサービスを含む。
- (o) 「施設」は、障害者の受入れ、ケア、保護、教育、訓練、リハビリテーション及びその他の活動のための施設をいう。
- (p) 「地方政府」は、憲法第243P条e号又はf号に定める町又はパンチャーヤト、2006年軍駐屯地法に定める軍駐屯地協議会及びその他の連邦法又は州法にもとづ

き設置される市民生活の運営のための組織をいう。

- (q) 「告示」は、官報にて刊行された告示をいい、「告示する」「告示された」という文言はこれにしたがい解釈する。
- (r) 「基準値以上の障害者」³⁾は、特定の障害が数値で表されうるときを含み、特定の障害が数値で表されえないときに特定の障害の40パーセントを下回らないと認証機関により認証された者をいう。
- (s) 「障害者」は、長期にわたり物理的、精神的、知的又は感覚的障害で、バリアとの関係で他者と平等に社会における完全及び効率的な参加を妨げられている者をいう。
- (t) 「高度な支援を必要とする障害者」は、第58条2項a号にもとづき認証された基準値以上の障害者で、高度な支援を必要とする者をいう。
- (u) 「定められた」は、本法の下で制定された命令に定められることをいう。
- (v) 「民間組織」は、会社、事務所、協同組合又はその他のソサエティー、協会、信託、エージェンシー、施設、団体、組合、工場若しくはその他の組織で関連する政府が、国により、特定することができるものをいう。
- (w) 「公共の建築物」は、政府又は民間の建築物で、一般に市民により使用され若しくはアクセスされるものをいい、教育若しくは職業訓練、事業所、商業活動、公共的利用、宗教、文化的、娯楽又はレクリエーション活動、医療又は健康サービス、法執行機関、矯正又は司法目的、鉄道の駅又はプラットフォーム、道路、バス停留所又はターミナル、空港若しくは水路を含む。
- (x) 「公共の施設及びサービス」は、市民一般に対するサービスの提供を含み、これには住居、教育及び職業訓練、雇用及びキャリア向上、購買及び市場、宗教、娯楽又はレクリエーション、医療、健康及びリハビリテーション、銀行、融資及び保険、通信、郵便及び情報、司法アクセス、公共物の使用、運輸を含む。
- (y) 「合理的待遇」は、特定の事例において不均衡又は過度の負担を課すことなく、障害者が他者と平等にその権利を享受又は行使することを保障するための、必要かつ適当な調整及び修整をいう。
- (z) 「登録団体」は、障害者の福祉のために活動する、障害者の協会又は障害者団体、障害者の両親による協会、障害者及びその家族による協会、ボランティア若

3) 法文では「person with benchmark disability」

インド2016年障害者の権利法

しくは非政府若しくは慈善団体若しくは信託、ソサエティー、若しくは非営利会社で、連邦議会又は州議会の法律により正式に登録されたものをいう。

- (za) 「リハビリテーション」は、障害者が最適の、物理的、感覚的、知的、心理的環境又は社会機能のレベルに達することができるようにすることを目的とした過程をいう。
- (zb) 「特別雇用事業」は、政府により設置及び運営されているすべての事務所又は部署で登録の保管若しくはその他の方法により、次の事項についての情報を収集し、備えることをいう
- (i) 被雇用者を障害者の中から探している者
 - (ii) 基準値以上の障害者で雇用を求めている者
 - (iii) 基準値以上の障害者が任用されうる欠員
- (zc) 「特定の障害」は、附則で特定する障害をいう。
- (zd) 「運輸システム」は、道路交通、鉄道運輸、航空運輸、水上運輸、最終地までの短距離接続のパラトランジットシステム、道路及び街路インフラストラクチャーを含む。
- (ze) 「ユニバーサルデザイン」は、製品、環境、事業及びサービスのデザインで、可能な限りすべての者が利用できるものをいい、特定の障害種別に対しての先進的技術を含む支援機器に適用されなければならない。

第2章 権利及び権原

第3条（平等及び非差別）

- (1) 関連する政府は、障害者が平等権、尊厳ある生活及び他者と平等に彼又は彼女たちの誠実さを尊重されることを享受できるよう保障しなければならない。
- (2) 関連する政府は、適切な環境を供与することで障害者がその能力を活用できるよう措置をとらなければならない。
- (3) 障害者は、非難される行為又は排除が正当な目的を達成するために必要な手段であると示されていない限り、障害を理由に差別されない。
- (4) 何人も障害を理由に個人的自由を妨げられない。
- (5) 関連する政府は、障害者の合理的待遇を保障するために必要な措置をとらなければならない。

第4条（障害のある女性及び児童）

- (1) 関連する政府及び地方政府は、障害がある女性及び児童が他者と平等にその権利を享受することを保障するための措置をとらなければならない。
- (2) 関連する政府及び地方政府は、障害がある児童が自らに影響するすべての事項について平等を基礎に自らの意見を自由に表明する権利並びにその年齢及び障害を視野に入れた適切な支援を保障しなければならない。

第5条（地域生活）

- (1) 障害者は、地域において生活する権利を有する。
- (2) 関連する政府は、障害者に
 - (a) 特定の条件の下で生活することを強制せず、
 - (b) 年齢及びジェンダーを適切に考慮に入れた生活のために必要な個人的支援を含む組織内、居宅内及びその他の地域の範囲での支援へのアクセスを供与しなければならない。

第6条（残虐かつ非人間的な扱いからの保護）

- (1) 関連する政府は、障害者が拷問、残虐、非人間的及び品位を貶める扱いから保護するために措置を取らなければならない。
- (2) 障害者は、次の事項なくすべての調査の対象にならない。
 - (i) アクセスできるコミュニケーションの様式、方法及び方式を通して得られた、自由かつ情報を受けたうえでの合意
 - (ii) 関連する政府により、その目的のために定められた手続きにより設置された、その委員の2分の1以上は障害者又は本法第2条z号により定義される登録団体のメンバーである障害調査のための委員会による事前の認可

第7条（虐待、暴力及び搾取からの保護）

- (1) 関連する政府は、障害者をすべての形態の虐待、暴力及び搾取から保護しこれらを予防するために措置をとらなければならない、
 - (a) 虐待、暴力及び搾取の事例について認識し、これらの事例に対応しうる法的救済を実施し、
 - (b) これらの事例を防ぐための措置をとり及びこれらを報告する手段を規定し、

インド2016年障害者の権利法

- (c) これらの事例の被害者を救助し、保護し及び回復させる措置をとり、
 - (d) 市民間の意識を醸成し及び情報を入手可能にしなければならない。
- (2) すべての人又は登録団体で、障害者に対する虐待、暴力若しくは搾取がなされ若しくはなされており、又はなされようとしているという情報を得たものは、当該事例の発生する管轄する行政治安判事に情報を伝えることができる。
- (3) 行政治安判事はその情報を受けたとき、事例に応じてこれを停止させる又はこれを予防する措置を直ちにとり、その障害者を保護するために適当と考えられる命令を発することができる。その命令には、
- (a) これらの行為の被害者を救助するため、警察又は障害者のために活動するすべての団体に対し、安全な保護若しくは回復又はその両方を行う権限を与え、
 - (b) 障害者について、本人が望むとき予防的保護を行い、
 - (c) 当該障害者に対して生計費を給付することを含む。
- (4) すべての警察職員が、告訴などを受理することで障害者に対する虐待、暴力又は搾取について知るところとなったとき、損害を受けた者に次の事項について知らせなければならない。
- (a) 彼又は彼女の第2項にもとづく保護を請求する権利及び行政治安判事が支援を供与しうる管轄事項
 - (b) 近隣にある障害者の回復のために活動している団体又は施設についての事項
 - (c) 法律扶助の権利 及び
 - (d) 本法又はその他の犯罪について定める法律の規定にもとづき告訴する権利
- ただし本項の規定は、警察職員が法律にしたがい認識されうる犯罪の関与に関する情報について遂行する義務を軽減するものではない。
- (5) 行政治安判事は、インド刑法典又は効力を有するその他の法令にもとづき疑わしい行為又は行動を発見したとき、これに関する告発を、当該事項を管轄する司法治安判事又はメトロポリタン治安判事に送付することができる。

第8条 (保護及び安全)

- (1) 障害者は危険、武装闘争、人道的緊急事態及び自然災害の際に平等な保護及び安全を保障される。
- (2) 国家防災機関及び州防災機関は、障害者がその安全及び保護のために2005年防災法第2条e号に定義される防災活動に含まれることを保障しなければならない。

- (3) 2005年防災法第25条にもとづき設置される県防災機関は、県内の障害者の詳細に関する記録を保管し、災害への準備を促進するために、いかなる危険状態についてもこれらの者に知らせるための適切な措置をとらなければならない。
- (4) 危険、武装闘争又は自然災害に続く復興に携わる機関は、関連する州コミッショナーと協議の上、障害者のアクセスへの要請にしたがいその活動を実施しなければならない。

第9条（家庭及び家族）

- (1) 障害のある児童は、権限ある裁判所による当該児童の利益を考慮の結果要請された命令があるときを除き、彼又は彼女の両親から離されることはない。
- (2) 両親が障害のある児童の監護を行えないとき、権限ある裁判所は当該児童をその近親の下に置き、これがかなわないときは家族が居住する地域に又は例外的な場合は関連する政府若しくは非政府組織が運営する収容施設のいずれか適当なものに置く。

第10条（リプロダクティブライツ）

- (1) 関連する政府は、生殖及び家族計画に関する適切な情報へのアクセスを保障しなければならない。
- (2) いかなる障害者も、彼又は彼女の自由及び情報を受けた上での合意なく、不妊につながる治療行為の対象にはならない。

第11条（投票へのアクセス）

インド選挙委員会及び州選挙委員会は、すべての投票所が障害者にとりアクセス可能なものにし、選挙過程に関連するすべての資料が障害者にとり容易に理解できかつアクセス可能なものにならなければならない。

第12条（司法へのアクセス）

- (1) 関連する政府は、障害者のすべての裁判所、審判所、機関、委員会又はその他の司法権若しくは準司法権若しくは調査権限を有する組織に、障害を理由とする差別なくアクセスする権利を保障しなければならない。
- (2) 関連する政府は、とくに家族から離れて生活する障害者及び高度な支援を必要と

インド2016年障害者の権利法

する障害者が法的権利を行使するための適切な支援方法を設けるために措置をとらなければならない。

第13条（法的人格）

- (1) 関連する政府は、障害者の他の者と同等な、動産若しくは不動産を所有又は相続し、自らの金融活動を管理し、及び銀行ローン、抵当及びその他の形態の金融的信用にアクセスする権利を保障しなければならない。
- (2) 関連する政府は、障害者がその他の者と同等に、生活のすべての部面において法的能力を行使すること及びその他の者と同等に法の前において平等に認識される権利を保障しなければならない。
- (3) 支援を提供する者と障害者との間に特定の金融、財産又はその他の経済的取引のうで利益の抵触が発生したとき、当該支援提供者は当該取引において、支援を取りやめなければならない。

ただし、支援提供者が障害者と血族、姻族又は養親子関係にあることのみを理由に利益の抵触の存在を推定してはならない。

- (4) 障害者は、いかなる支援の手配についても変更、修正又は取消すことができ及びその他の支援を求めることができる。

ただし、当該変更、修正又は取消は事実上見込まれるものでなければならず、障害者により第三者による当該手配に係る取引を無効にしてはならない。

- (5) 障害者に対し支援を提供する者は、不適切な影響を及ぼしてはならず、その自立、尊厳及びプライバシーを尊重しなければならない。

第14条（法的能力）

- (1) 効力を有するその他の法律の規定に関わらず、本法の施行の日から、県裁判所又はその他の権限ある機関は、州政府の通知により、適用及び適切な支援を受けている障害者が法的拘束力ある決定を行えないとき、その者との協議のうでこれを代理して州政府の定めうる手続きに基づき、法的拘束力ある決定をなしうる限定的後見人により、さらなる支援を提供することができる。

ただし、県裁判所又はその他の権限ある機関は、場合により、完全な支援を要請する障害者にこれを付与することができ、又は限定的後見がくり返し認められているとき提供されている支援について、場合に応じて県裁判所又はその他の権限ある

機関は、提供されるべき支援の内容及び手続について決定することができる。

原注：本項において「限定的後見」は、後見人及び障害者の相互理解及び信頼に基づいてなされる共同決定の制度を意味し、これは特定の期間、特定の決定及び状況のために、障害者の意思に基づきなされるものである。

- (2) 本法の施行の日から、効力を有するその他の法律により任命された、障害者のためのすべての後見人は、限定的後見人として活動するものとみなす。
- (3) 法的後見人を指名した権限ある機関の決定により権利の侵害を受けた障害者は、州政府の通知に基づき当該申立機関に対して異議申立てを行うことができる。

第15条（支援機関の選任）

- (1) 関連する政府は、障害者がその法的能力の行使を支援するためにコミュニティの行動を促進し及び社会的意識化を創造するための一つ又はそれ以上の機関を選任しなければならない。
- (2) 前項に基づき選任された機関は、施設に入所する又は高度な支援若しくはその他の必要に応じた手段を必要とする障害者の法的能力の行使のために適切な支援の手配のための措置をとらなければならない。

第3章 教 育

第16条（教育機関の義務）

関連する政府又は地方組織は、その補助金又は認可を受けているすべての教育機関が、障害がある児童に対してインクルーシブ教育を提供し、そのために

- (i) 差別することなく児童を受け入れ、その他の児童と同等に教育並びにスポーツ及び余暇活動の機会を提供し、
- (ii) 建築物、構内及びその他の施設をアクセス可能なものにし、
- (iii) 個人の要請に応じて適当な施設を提供し、
- (iv) 完全なインクルージョンという目的に適合する学術的及び社会的発展を最大化する個別の又はその他の環境面での必要な支援を提供し、
- (v) 視覚、聴覚又はその両方に障害がある者の教育のために適当な言語並びにコミュニケーションの方法及び手段を保障し、
- (vi) 特定の学習障害を早期に発見し、及びこれを克服するために適当な教育学的又はその他の手段をとり、

インド2016年障害者の権利法

- (vi) 障害がある児童に関する教育の到達度レベル及び修了について、参加及び発展状況を監視し、
- (vii) 障害がある児童への通学手段及び高度な支援を必要とする児童に対する付添人を提供しなければならない。

第17条（インクルーシブ教育推進のための特別手段）

関連する政府及び地方機関は、第16条の目的を達するため、以下の手段を講じなければならない。

- (a) 障害を持つ児童の確定、その特別なニーズ及びその合致の確認のための、5年ごとの就学児に対する調査の実施
ただし1回目の調査は本法の施行から2年以内に実施されなければならない。
- (b) 適切な数の教員研修施設の設置
- (c) 障害がある者を含む、手話及び点字の資格を有する教員並びに知的障害児に対する教育の研修を受けている教員に対する研修及び雇用
- (d) すべてのレベルの学校教育におけるインクルーシブ教育を支援する専門家及び職員の研修
- (e) すべてのレベルの学校教育における教育機関を支援するために適切な数の資料センターの設置
- (f) 発話、コミュニケーション又は言語面での障害がある者の日常のコミュニケーションにおけるニーズを満たすため並びにコミュニティ及び社会への参加並びに貢献を可能にするための、発話を補助する適切なコミュニケーションのための補助代替手段、点字及び手話の利用の推進
- (g) 18歳までの一定水準の障害がある生徒に対する書籍、その他の教材及び適切な補助器具の無償での提供
- (h) 基準値の障害がある生徒に対する奨学金の供与
- (i) 試験の際の時間追加、代筆者、第二及び第三語学の免除など障害がある生徒のニーズを満たすためのカリキュラム及び試験制度の適切な改変
- (j) 学習改善のための研究推進 及び
- (k) その他必要とされる措置

第18条（成人教育）

関連する政府又は地方機関は、障害者の成人教育及び生涯学習について、他の者と同等に促進し、保護し、及び保障する措置をとらなければならない。

第4章 技能開発及び雇用

第19条（職業訓練及び自営業）

- (1) 関連する政府は障害者の雇用を促進及び支援するため、とくに職業訓練及び自営業のために、引き下げられた利率での融資の提供を含む計画及び事業を策定しなければならない。
- (2) 前項で定める計画及び事業には以下のものを含む
 - (a) すべての一般の公的な又は非公的な職業訓練及び技術訓練の計画及び事業への障害者の参加
 - (b) 障害者が特定の訓練を受けるために適切な支援及び設備の保障
 - (c) 市場とリンクした発達障害、知的障害、重複障害及び自閉症患者のための独占的な技術訓練事業
 - (d) マイクロクレジットを含む、引き下げられた利率での融資
 - (e) 障害者により製作された製品のマーケティング 及び
 - (f) 障害者を含む技術訓練及び自営業の推進に関わる分散されたデータの管理

第20条（雇用における差別の禁止）

- (1) いかなる政府機関も、障害者の雇用に関して差別してはならない。

ただし、関連する政府は、いかなる組織において実施される労役の種類について、条件に従い、告示により、当該事業所を本項の規定の対象から除外することができる。
- (2) すべての政府機関は、障害のある被用者に対して低料金の官舎並びに適切なバリアフリー及び助けとなる環境を備えなければならない。
- (3) 障害のみを理由として昇進を拒否してはならない。
- (4) いかなる政府機関も、その業務中に障害を負った被用者の職位を失わせ又は引き下げてはならない。

ただし、被用者が障害を負った後にそれまでの職種とは適合しないとき、同じ給与水準及び待遇で別の職種に異動させなければならない。

インド2016年障害者の権利法

また、被用者がいかなる職種にも適合しないとき、適合する職種に空席ができるか又は退職年齢に達するかのいずれか早いときまで、定員外ポストに留め置くことができる。

- (5) 関連する政府は、障害がある被用者の任命及び異動についての方針を策定することができる。

第21条（機会均等政策）

- (1) すべての機関は、中央政府の定める手続きにより、本章の規定を実現するために求められる機会均等政策を告示しなければならない。
- (2) すべての機関は、場合に応じてチーフコミッショナー又は州コミッショナーに前項の政策を登録しなければならない。

第22条（記録の管理）

- (1) すべての機関は、連邦政府の定める様式及び手続により、本章の規定にしたがい、雇用、提供される設備及びその他の情報に関わる障害者の記録を管理しなければならない。
- (2) すべての職業安定所は雇用を求める障害者について記録を管理しなければならない。
- (3) 第1項に基づき管理される記録は、関連する政府を代理して権限を有する者により適当な時期において、監査のために開示されなければならない。

第23条（苦情処理官）

- (1) すべての政府機関は、第19条の目的を達成するために苦情処理官を任命しなければならないが、状況によりチーフコミッショナー又は州コミッショナーのいずれかに、当該苦情処理官の任命について報告しなければならない。
- (2) 第20条の違反により権利が侵害されたすべての者は、苦情処理官に申立てをなすことができ、当該苦情処理官は調査のうえ政府機関とともに是正措置に取り組まなければならない。
- (3) 苦情処理官は、連邦政府の定める手続きにより、申立ての登録を管理しなければならないが、すべての申立ては登録から二週間以内に調査されなければならない。
- (4) 権利を侵害された者が、その申立てへの対応に不服なとき、県レベルの障害者委

員会に申し入れることができる。

第5章 社会保障、保険、リハビリテーション及びレクリエーション

第24条 (社会保障)

(1) 関連する政府は経済的能力及び発展のかぎりにおいて、障害者が独立して又はコミュニティにおいて生活できる適切な生活水準への障害者の権利を保障し、促進するために必要な制度及び事業を策定しなければならない。

ただし、当該制度及び事業の下での障害者に対する支援の総量は、他者に適用される同種の計画に比べ少なくとも25パーセント以上多くなければならない。

- (2) 関連する政府はこれらの制度及び事業を設けるにあたり、障害の多様性、性別、年齢及び社会経済的地位について適正に配慮しなければならない。
- (3) 第1項の下での制度では以下のものを提供する。
- (a) 安全、公衆衛生、ヘルスケア及びカウンセリングに関わる適切な生活環境のためのコミュニティセンター
 - (b) 親族がいない若しくは扶養されていない又は住居若しくは生計手段がない児童を含む障害者のための施設
 - (c) 自然災害又は人災のとき及び紛争地域内での支援
 - (d) 障害がある女性の生計及びその子の育児に対する支援
 - (e) 安全な飲料水並びに特に都市部のスラム及び農村部における適切で利用可能な衛生施設へのアクセス
 - (f) 告示された収入基準に満たない障害者に対する援助、装具、薬品、診断及び矯正手術の無償での供与
 - (g) 告示された収入基準に基づく障害者に対する障害者年金
 - (h) 2年以上特別雇用案内所に登録し、いかなる収入の得られる職に就いていない障害者に対する失業手当
 - (i) 高度の支援を必要とする障害者に対する介護者手当
 - (j) 労働者州保険制度又はその他法定の若しくは政府抛出の保険制度による保障を受けていない障害者に対する包括的保険制度
 - (k) その他政府が適当と考える事項

第25条（ヘルスケア）

- (1) 関連する政府及び地方機関は、以下に掲げる事項を提供するための措置をとらなければならない。
- (a) 告示された収入基準に基づく、特に農村部における無償のヘルスケアの実施
 - (b) すべての政府部門並びに民間の病院及びその他の保健施設並びに保健センターにおけるバリアフリーなアクセス
 - (c) 付添及び治療における優先
- (2) 関連する政府及び地方機関は、ヘルスケアの促進及び障害発生予防並びにその目的達成のために、以下に掲げる事項について措置をとり、及び計画並びに事業を策定しなければならない。
- (a) 障害発生の原因に関する広範な調査、詳細な調査及び専門的調査を実施し、又は実施させること
 - (b) 障害予防のためのあらゆる方法の推進
 - (c) 危険因子発見のためのすべての児童の最低年一回のスクリーニング
 - (d) プライマリーヘルスケアセンター職員に対する研修設備の提供
 - (e) 啓蒙キャンペーンへの資金補助を実施し又は実施させ、及び一般的衛生、保健並びに公衆衛生に関する情報提供を実施し又は実施させること
 - (f) 出産前、周産期及び産後の母子に対するケアの実施
 - (g) 就学前教育、学校教育、プライマリーヘルスセンター、村レベルの職員及びアンガンワディ（母子ケアセンター：訳者注）職員による教育活動
 - (h) テレビ、ラジオ及びその他の媒体を通じての障害の原因及び取りうべき予防手段に関する意識化
 - (i) 自然災害及びその他のリスクがある状況下でのヘルスケア
 - (j) 緊急救命措置のための主要な医療設備 及び
 - (k) 特に女性障害者のための性的及びリプロダクティブなヘルスケア

第26条（保険制度）

関連する政府は、告示により、その職員で障害がある者に対し、保険制度を設けなければならない。

第27条（リハビリテーション）

- (1) 関連する政府及び地方機関は、経済的能力及びその発展のかぎりにおいて、障害者に対して、特に保健、教育及び雇用の領域においてリハビリテーションのサービス及び事業を実施し又は実施させなければならない。
- (2) 前項の目的のために、関連する政府及び地方機関は、非政府組織に財政的支援を行うことができる。
- (3) 関連する政府及び地方機関は、リハビリテーション政策を策定するにあたり障害者のために活動している非政府組織と協議しなければならない。

第28条（調査研究）

関連する政府は、居住、リハビリテーション及びその他障害者のエンパワーメントに必要な事項について、個人及び団体を通じて調査研究を実施し又は実施させなければならない。

第29条（文化及びレクリエーション）

関連する政府及び地方機関は、すべての障害者が以下に掲げる事項を含め他者と同等に、文化的生活を送り、レクリエーション活動に参加する権利を促進し及び保護するための措置をとらなければならない。

- (a) 障害がある芸術家及び作家がその利益と能力を追求し続けることができるようにする設備、支援及び奨学金制度
- (b) 障害者の歴史的経験を記録し及び解説する障害博物館の設置
- (c) 障害者の芸術へのアクセス
- (d) レクリエーションセンター及びその他の団体活動の促進
- (e) スカウト活動、舞踊、芸術教室、アウトドアキャンプ及びアドベンチャー活動への参加の促進
- (f) 文化及び芸術に関する科目において障害者が参加及びアクセスできるようにするためのコースの再編成
- (g) 障害者がレクリエーション活動にアクセス及び参加できるようにするための技術、支援器械及び器具の開発 及び
- (h) 聴覚障害者が手話通訳又は字幕によるテレビ番組へのアクセスの保障。

第30条（スポーツ活動）

- (1) 関連する政府は、障害者がスポーツ活動に効果的に参加することを保障するための措置をとらなければならない。
- (2) スポーツ団体は、障害者のスポーツに参加する権利について適正に理解し、スポーツ能力促進及び向上のための当該団体の制度及び事業に障害者が適正に包含されるよう規定を設けなければならない。
- (3) 第1項及び第2項の規定に関わらず、関連する政府及びスポーツ団体は、以下に掲げる措置をとらなければならない；
 - (a) 障害者のすべてのスポーツ活動へのアクセス、包含及び参加を保障するコース及び事業の再編成
 - (b) 障害者のためのスポーツ活動におけるインフラストラクチャー設備のデザイン変更及び支援
 - (c) すべての障害者のスポーツ活動における潜在能力、才能、力量及び能力を強化するための技術の開発
 - (d) すべての障害者のすべてのスポーツ活動への効果的な参加における多感的な必需品及び装備の給付
 - (e) 障害者の訓練を目的としたスポーツ設備の開発のための資金の分配
 - (f) 障害者のためのスポーツイベントを促進及び組織並びに当該スポーツイベントでの勝者及びその他の参加者に対する顕彰の奨励

第6章 基準値以上の障害者に対する特別規定

第31条（基準値以上の障害がある児童に対する無償教育）

- (1) 2009年無償義務教育に対する児童の権利法の規定に関わらず、6歳から18歳までのすべての基準値以上の障害がある児童は、近隣の学校又は特別支援学校のいずれか自らの選択により、無償の教育を受ける権利をもつ。
- (2) 関連する政府及び地方機関は、すべての基準値以上の障害がある児童が18歳に達するまで、適切な環境の下での無償の教育へのアクセスを保障しなければならない。

第32条（高等教育機関における留保）

- (1) すべての公立の高等教育機関及びその他の政府から補助を受けている高等教育機関は、5パーセントを下回らない数を基準値以上の障害者に留保しなければならない

い。

- (2) 基準値以上の障害者に対しては高等教育機関への入学上限年齢制限を5年緩和させなければならない。

第33条（留保ポストの明示）

関連する政府は、

- (i) 第34条に基づき留保される空席に関して、基準値以上の障害者のそれぞれのカテゴリーの者が就さうる機関内のポストを明示し、
- (ii) 当該ポストへの基準値以上の障害者からの代表による専門家委員会を設置し、
- (iii) 3年以上の間隔をあけることなく定期的に明示されたポストの見直しを実施しなければならない。

第34条（留保）

- (1) すべての関連する政府は、すべての政府機関における空席の職員総数のうち4パーセントを下回らない数を基準値以上の障害者に留保しなければならないが、このときそれぞれ1パーセントずつを以下に掲げる(a)、(b)及び(c)号に該当する者に留保し、1パーセントを(d)及び(e)号に該当する者に留保しなければならない。

- (a) 全盲及び弱視
- (b) ろう及び難聴
- (c) 脳性まひ、ハンセン氏病治癒者、小人症、酸による暴行被害者及び筋ジストロフィー患者を含む運動障害
- (d) 自閉症、知的障害、特定の学習障害及び精神疾患
- (e) (a)ないし(d)に掲げる障害の重複障害でそれぞれの障害のために明示されたポストの中の盲ろうの重複障害を含むもの

ただし昇進における留保は、関連する政府が随時発する通達に基づいて行われる。

さらに、関連する政府は、ケースに応じてチーフコミッショナー又は州コミッショナーとの協議のうえ、条件に従い通知により示された、いかなる政府機関においてなされている職種について、本条の規定から当該政府機関における職種を当該通知に基づき除外することができる。

- (2) 基準値以上の障害者で適格的な者がいないこと又はその他の理由によりいかなる

インド2016年障害者の権利法

空席に対しても採用ができなかったいかなる採用年においては、その空席を翌採用年に持ち越すことができ、翌採用年においても基準値以上の障害者で適的な者が採用できなかったとき、まず5つのカテゴリーの枠を超えて採用を行い、そのうえで当該年に採用をなしえなかったときに使用者は障害者以外から任命により採用を行うことができる。

ただし、機関における空席の性質からして割り当てられたカテゴリーの者では雇用されないとき、関連する政府の事前の承認により、5つのカテゴリーの間で空席を交換することができる。

- (3) 関連する政府は、適当と認める場合通知により、基準値以上の障害者の採用上限年齢の緩和を規定することができる。

第35条（民間部門における使用者のインセンティブ）

関連する政府及び地方機関は、その経済的能力及び発展のかぎりにおいて、民間部門の使用者に対して、少なくともその労働者の5パーセントを基準値以上の障害者により構成させるようインセンティブを付与しなければならない。

第36条（特別雇用安定所）

関連する政府は、通知により特定の日から、事業所の使用者連邦政府が定めた基準値以上の障害者のための空席で当該事業所において発生若しくは発生しうるものに関する情報又は回答を連邦政府が通知する特別雇用安定所に提出することを要請し、当該事業所は当該要請に対応しなければならない。

第37条（特別計画及び発展事業）

関連する政府及び地方機関は、通知により、基準値以上の障害者に対して以下のものを提供する計画を立てなければならない

- (a) 基準値以上の障害がある女性に適切な優先権を与えつつ、農地及び住居に関する計画及び開発事業における、割当ての5パーセント分の留保
- (b) 基準値以上の障害がある女性に適切な優先権を与えつつ、貧困対策及びその他の開発に関わる計画における、割当ての5パーセント分の留保
- (c) 居住促進並びに職業、ビジネス、企業、レクリエーションセンター及び生産センター設置を目的とした利用のための、引き下げられた価格での土地の割当てに

における5パーセント分の留保

第7章 高度な支援を必要とする障害者のための特別な規定

第38条（高度な支援を必要とする障害者のための特別な規定）

- (1) 一定の基準以上の障害がある者で、高度な支援を必要と考える者又はこれを代理する個人若しくは団体は、関連する政府が通知した機関に対して、高度な支援を要請することができる。
- (2) 前項に基づく申請を受理したとき、当該機関は連邦政府の定める委員により構成される評価委員会にこれを照会しなければならない。
- (3) 第1項に基づき申請された事案について、評価委員会は連邦政府が定めた手続きにもとづき評価を行い、高度な支援の必要性とその種類について確認された報告を機関に対して送付しなければならない。
- (4) 第3項に基づく報告を受理したとき、当該機関は報告に従い、及び関連する計画及びその他の関連する政府による命令に基づき、支援を提供する措置をとらなければならない。

第8章 関連する政府の義務及び責務

第39条（啓蒙キャンペーン）

- (1) 関連する政府は、ケースに応じてチーフコミッショナー又は州コミッショナーとの協議のうえで、本法が定め保護される障害者の権利を保障するための啓蒙キャンペーン及び意識化事業を指導し、推奨し、支援し、又は推進しなければならない。
- (2) 第1項で定める事業及びキャンペーンは、以下のものを含む
 - (a) インクルージョン、寛容、共感及び多様性の尊重という価値の推進
 - (b) 障害者の技術、職能及び能力並びにその労働力、労働市場及び専門家としての報酬に関する進んだ理解
 - (c) 家庭生活、家族関係並びに子の出産及び育児に関するすべての事項についての障害者による決定の尊重の促進
 - (d) 学校、カレッジ、大学及び専門家養成レベルにおける障害をめぐる状況及び障害者の権利に関するオリエンテーション及び意識化の実施
 - (e) 使用者、運営者及び同僚に対する障害の状況及び障害者の権利に関するオリエンテーション及び意識化の実施

インド2016年障害者の権利法

- (f) 障害者の権利が大学、カレッジ及び学校でのカリキュラムへの組込みの確保

第40条（アクセシビリティ）

連邦政府は、チーフコミッショナーと協議のうえ、物理的環境、交通、情報並びに適正な技術及びシステムを含むコミュニケーション並びにその他の公衆に対して提供される設備及びサービスに関する障害者のためのアクセシビリティの基準を設定する規則を制定しなければならない。

第41条（交通機関のアクセス）

- (1) 関連する政府は、以下に掲げる事項を提供するために適切な措置を講じなければならない。
- (a) バス停留所、鉄道駅及び空港の駐車場、トイレ、切符売り場及び切符販売機に関連してアクセシビリティ基準に適合する障害者のための設備
 - (b) 技術的に可能であり、障害者にとって安全であり、経済的に実行可能でデザイン面で大幅な構造変化を必要としない古い型式の交通機関の改修を含む、デザイン基準に適合した、すべての種類の交通機関へのアクセス
 - (c) 障害者にとって必要な移動手段のためのアクセス可能な道路
- (2) 関連する政府は障害者が支払い可能な金額での以下に掲げる個人的移動手段の促進のための計画を開発しなければならない
- (a) 奨励金及び免許
 - (b) 自動車の改修 及び
 - (c) 個人的移動補助手段

第42条（情報及びコミュニケーション技術へのアクセス）

関連する政府は、以下の事項を確保する手段を講じなければならない

- (i) 音声、印刷及び電子媒体のすべての内容のアクセス可能な形式での利用
- (ii) 音声解説、手話通訳及び字幕の提供による障害者の電子メディアへのアクセス
- (iii) 日常の用に供する電化製品及び電気器具のユニバーサルデザインによる利用可能性

第43条（消費財）

関連する政府は障害者が一般的に利用するユニバーサルデザイン化された消費財及び付属品の開発並びに生産を推進するための手段を講じなければならない。

第44条（アクセシビリティ規範の遵守）

- (1) 第40条に基づき連邦政府が定める規則に反する建築計画については、いかなる機関も建築許可を得ることができない。
- (2) 連邦政府の定める規則に反した建築物については、いかなる機関も建築完了の認可が発行されず、当該建築物の占有も認められない。

第45条（既存のインフラストラクチャー及び施設をアクセス可能にするための期限）

- (1) すべての既存の公共の建築物は、連邦政府が定める規則に従い、当該規則の告示の日から5年以内にアクセス可能にしなければならない。
ただし、連邦政府はケースに応じて州に対し、当該州の準備状況及びその他の関連する指標に基づき、期限の延長を認めることができる。
- (2) 関連する政府及び地方機関は、すべてのプライマリヘルスケアセンター、市民病院、学校、鉄道駅及びバス停留所など、それらが保有する建築物及び空間で主要な役務を提供するものすべてについて、アクセシビリティの提供に関する優先度に基づく行動計画を策定及び刊行しなければならない。

第46条（サービス提供者のアクセシビリティに関わる期限）

政府による又は民間のサービス提供者は、第40条に基づき連邦政府が定めるアクセシビリティに関わる規則の告示から2年以内に、当該規則に従いサービスを提供するようにならなければならない。

ただし連邦政府は、チーフコミッショナーとの協議のうえ、規則に従う提供サービスのうち特定の分野について、期限の延長を認めることができる。

第47条（人的資源開発）

- (1) 1992年リハビリテーション協議会法に基づき設置されるインドリハビリテーション協議会の機能及び権限に関わらず、関連する政府は本法の目的のために人的資源開発に努めなければならない、そのために

インド2016年障害者の権利法

- (a) パンチャヤト議員、議員、行政官、警察官、裁判官及び弁護士研修に当たり障害者の権利の研修を義務付け、
 - (b) 学校、カレッジ及び大学の教員、医師、看護師、パラメディカルワーカー、福祉関連の公務員、農村開発関連の公務員、公認社会保健活動者⁴⁾、アングワディ職員、技師、建築士、その他の専門家並びにコミュニティワーカーのためのすべての教育コースにおいて障害をその要素として取り入れ、
 - (c) 自立生活並びに家族、コミュニティのメンバー及びその他の関係者並びに介護の提供及び支援を行う介護者の研修を含む能力開発プログラムを指導し、
 - (d) コミュニティ内の関係における相互貢献及び尊重の構築のために h 層会社の自立研修を奨励し、
 - (e) スポーツ、娯楽、野外活動に焦点を当てたスポーツ指導者向けの研修プログラムを実施し、
 - (f) その他必要とされる人的資源開発のための手段を実行しなければならない。
- (2) すべての大学は、障害学の研究教育を、当該分野の研究センター設置を含め、推進しなければならない。
- (3) 1項に定められた義務を履行するため、関連する政府は、ニーズに基づく分析を5年ごとに実施し、関係者が本法に基づく諸々の義務を履行するための採用、導入、意識化、オリエンテーション及び研修のための計画を立案しなければならない。

第48条 (社会監査)

関連する政府は、障害者を含めたすべての一般的計画及び事業について、当該計画及び事業が障害者並びに障害者の要求および関心に関わるニーズに対して不利な影響を及ぼしていないか、社会監査を行わなければならない。

第9章 障害者のための組織の登録及びその認証

第49条 (関連する機関)

関連する政府は、本章の目的のために適当とみなしうる機関を任命しなければならない。

4) Asha (Accredited Social Health Activist) は、2005年に開始された国家農村保健ミッションの下で保健活動に従事するワーカーをいう。

第50条（登録）

本法の規定に関わらず、関連する機関による登録の認証に従わなければ、障害者のためのいかなる団体もこれを設置又は運営されない。

ただし、1987年メンタルヘルス法第8条又は効力を有するその他の法令に基づく、有効な認可を有する精神障害ケア施設は、本法に基づいて登録することは求められない。

第51条（登録認証の申請及び認可）

- (1) すべての登録認証のための申請は、州政府の定める様式及び手続に基づいて、関連する機関になされなければならない。
- (2) 1項に基づく申請を受理したとき、関連する機関は必要とみなされる審問を行い、申請者が本法及びこれに基づく規則の求めるところを満たしている判断したとき、申請から90日以内に登録認証を付与しなければならない。満たしていると判断できないとき関連する機関は命令により登録認証を拒否しなければならない。

ただし、登録認証の拒否の命令を発する前に、関連する機関は申請者に対し、適切な聴聞の機会を与えなければならない。すべての登録認証の拒否の命令を書面で手交しなければならない。

- (3) 州政府の定める設備を備えておらず、その定める水準に達していない団体に対して、2項に基づく登録認証はこれを行わない。
- (4) 2項に基づく登録認証は、
 - (a) 第52条に基づき取消されない限り、州政府の定める期間効力を有し、
 - (b) 適当な期間ごとに更新されることができ、
 - (c) 州政府の定める条件に従い、及び定める様式によらなければならない。
- (5) 登録認証更新の申請は、有効期限満了まで60日を下回らない日よりも前になされなければならない。
- (6) 登録認証の写しは、団体内の目に見える場所に掲示しなければならない。
- (7) 1項及び5項に基づき提出された申請書は、州政府の定める期間内に処分しなければならない。

第52条（登録の取消）

- (1) 関連する機関は、第51条2項により登録認証を付与された団体が
 - (a) 認証の付与又は更新のための申請に関係して重要な事項に瑕疵又は虚偽がある

インド2016年障害者の権利法

又は

- (b) 認証の付与に関わる規則若しくは条件に違反し又は違反させたことを信ずるに値する理由があるとき、必要とみなされる審問をなした後、命令により認証を取消することができる。

ただし、この命令は認証の付与を受けた団体が、認証が取消されるべきではない正当な理由を示す機会を与えるまで発せられない。

- (2) 団体の登録認証が1項に基づき取消されたとき、当該団体は取消の日からその機能を停止しなければならない。

ただし、取消命令に対し第53条に基づく異議申立てがなされるとき、当該団体は次のときに機能を停止しなければならない。

- (a) いかなる申立もなされなかったとき、定められた申立期限の満了の時点でただちに
- (b) 申立がなされたにも関わらず、取消命令が支持されたとき、申立命令の日から
- (3) 団体の登録認証が取消されたとき、関連する機関は当該取消のとき当該団体に入所している障害者に対し、次の命令を発することができる。
- (a) いずれか条件に従い、両親、配偶者又は法定後見人の監護の下に回復させること
- (b) 関連する機関が指定する他の団体に移動させること
- (4) 登録認証を受けていて本条の規定に基づき取消を受けた団体は、その取消の後直ちに、関連する機関に認証状を返納しなければならない。

第53条（異議申立て）

- (1) 関連する機関の登録認証付与の拒否又は登録認証の取消の命令により侵害を受けたいかなる者も、州政府の定める期間内に、州政府が通知する申立機関に、当該拒否又は取消命令に対して異議申立てを州政府の定める関連する機関に対し提出することができる。
- (2) 申立てに対する申立機関による命令はこれを終審とする。

第54条（連邦又は州政府により設置又は運営されている組織に対する適用除外）

本章の定めるところのものは、連邦政府又は州政府により設置され又は運営されている障害者に対する団体に適用されない。

第55条（登録団体に対する支援）

関連する政府は、その経済的能力及び発展の限りにおいて、サービスを提供する登録団体に対して財政的援助を行わなければならない、本法の規定のための計画及び事業を実施しなければならない。

第10章 特定障害の認定

第56条（特定障害の査定のためのガイドライン）

連邦政府は、個人の特定障害の範囲を査定するためのガイドラインを告示しなければならない。

第57条（認定機関の指定）

- (1) 関連する政府は、要求される資格及び経験を持つ者を、障害認定を発行する権限を持つ機関として指定しなければならない。
- (2) 関連する政府は、認定機関がその認定権限を行使する管轄権及び行使するにあたり従うべき条件を同時に告示しなければならない。

第58条（認定手続き）

- (1) 特定障害があるいかなる者も、連邦政府が定める手続きに基づき、障害認定発行の権限を持つ認定機関に対し、申請することができる。
- (2) 1項に基づく申請の受理に際して、認定機関は第56条に基づき告示されるガイドラインに従い関係者の査定を行い、及び当該査定の後状況により、
 - (a) 該当者に対し、連邦政府の定めた様式により認定を発し
 - (b) 特定障害はないことを書面により通知することができる
- (3) 本条に基づく障害の認定は全土にわたり有効とされる。

第59条（障害認定の決定に対する異議）

- (1) 認定機関による決定に対して異議があるいかなる者も、当該決定について、州政府が定める期間内に、これが定める手続きにより、州政府がこの目的のために指定する申立機関に対し異議申立てをすることができる。
- (2) 申立ての受理に際し、申立機関は、州政府が定める手続きにより申立てに対する決定をしなければならない。

第11章 連邦及び州障害諮問評議会及び県レベル委員会

第60条 (連邦障害諮問評議会の構成)

- (1) 連邦政府は告示により、本法の下で付与される権限を行使し、割当てられる機能を遂行する、連邦障害諮問評議会と称される組織を構成しなければならない。
- (2) 連邦障害諮問評議会は以下の者で構成される
 - (a) 連邦政府において障害問題局を管轄する大臣、職権により議長とされ、
 - (b) 連邦政府において障害問題局をその管轄におく閣外大臣、職権により副議長とされ、
 - (c) 連邦議員3名、このうち2名は下院から、1名は上院から選出された者、職権により委員とされ、
 - (d) すべての州における障害問題を担当する大臣及び連邦直轄領の副知事、職権により委員とされ、
 - (e) 障害問題、社会正義及びエンパワーメント省、学校教育、識字及び高等教育局、女性及び児童発達局、歳出局、人材及び研修局、行政改革及び公共救済局、保健及び家族福祉局、農村開発局、パンチャーヤティー・ラージ局、産業政策及び推進局、都市開発局、住宅及び都市貧困対策局、科学及び技術局、通信及び情報技術局、法務局、公企業局、青少年問題及びスポーツ局、道路運輸、高速道路及び航空局の局長、職権により委員とされ、
 - (f) 国立インド変容研究所 (NITI Aayog) 事務局長、職権により委員とされ、
 - (g) インドリハビリテーション協議会議長、職権により委員とされ、
 - (h) 自閉症、脳性麻痺、精神遅滞及び重複障害者の福祉のための信託理事長、職権により委員とされ、
 - (i) 国立障害者金融開発公社理事長兼事務局長、職権により委員とされ、
 - (j) 人口義肢製作公社理事長兼事務局長、職権により委員とされ、
 - (k) 鉄道評議会議長、職権により委員とされ、
 - (l) 労働及び雇用省雇用及び研修局長、職権により委員とされ、
 - (m) 全国教育研究及び研修協議会議長、職権により委員とされ、
 - (n) 全国教員教育協議会議長、職権により委員とされ、
 - (o) 大学補助金委員会委員長、職権により委員とされ、
 - (p) インド医療協議会議長、職権により委員とされ、

- (q) 以下の研究所の所長は職権により委員とされ、
- (i) 国立視覚障害者研究所, デーラドゥン
 - (ii) 国立精神障害者研究所, セクンダラーバード
 - (iii) パンディット・ディーン・ダヤル肢体障害者研究所, ニューデリー
 - (iv) アリ・ヤヴァール・ジュング国立聴覚障害者研究所, ムンバイ
 - (v) 国立発話障害者研究所, コルカタ
 - (vi) 国立リハビリテーション研修及び研究所, カタック,
 - (vii) 国立重複障害者エンパワーメント研究所, チェンナイ,
 - (viii) 国立精神保健及び科学研究所, バンガロール,
 - (ix) インド手話研究及び研修センター, ニューデリー
- (r) 連邦政府により任命される委員
- (i) 障害及びリハビリテーションの分野における専門家の委員5名
 - (ii) 可能な限り障害がある者で、障害に関わる非政府組織又は障害当事者団体を代表する委員10名
ただし、指名される10名の委員のうち、少なくとも5名は女性でなければならず、少なくとも1名ずつ指定カースト及び指定部族に属する者でなければならない。
 - (iii) 全国レベルの商工会議所からの代表3名以内
- (s) インド政府の障害政策を扱う次官、職権により事務担当委員とする。

第61条 (委員の職務条件)

- (1) 本法に別の定めがない限り、連邦障害諮問評議会の委員で第60条2項r号に基づき任命された委員は、その任命から3年を任期とする。
ただし、この委員はその任期の期限に関わらず、後任者の任期が始まるまでその任にある。
- (2) 連邦政府は、必要とみなす限り第60条2項r号に基づき任命された委員について、理由を陳述する機会を与えた後、解任することができる。
- (3) 第60条2項r号に基づき任命された委員は、連邦政府に宛てた書簡により随時辞任することができ、当該委員の席は空席とされる。
- (4) 連邦障害諮問評議会委員の空席は、新規の任命により充当され、当該委員は前任者の任期の残存期間その任にある。

インド2016年障害者の権利法

- (5) 第60条2項 r号(i)及び(ii)に基づき任命された委員は、再任されることができる。
- (6) 第60条2項 r号(i)及び(ii)に基づき任命された委員は、連邦政府の定める報酬を受けることができる。

第62条（欠格事由）

- (1) 以下に掲げる者は、連邦障害諮問評議会の委員となることはできない。
 - (a) 破産宣告を受け若しくは受けたことがあり、又は債務弁済を停止したことがあり又は債権者との示談をなしたことがある者
 - (b) 関連する裁判所により精神異常があるとして宣言された者
 - (c) 連邦政府により不道徳とされる犯行を行い、又は行ったことがある者
 - (d) 本法に基づく犯行を行い、又は行ったことがある者
 - (e) 委員としての地位を濫用し、委員であることが公衆の利益を損なうと連邦政府によりみなされた者
- (2) 本条に基づく連邦政府による解任の命令は、該当する委員に合理的な弁明の機会を与えない限り発することができない。
- (3) 第61条1項及び5項の規定に関わらず、本条に基づき解任された委員は、委員として再任されない。

第63条（委員の空席）

連邦障害諮問評議会の委員が第62条に基づき欠格とされたとき、当該委員の席は空席とされる。

第64条（連邦障害諮問評議会の会合）

連邦障害諮問評議会は少なくとも6か月に1回会合を開き、定められた手続規則に従いその事務を遂行しなければならない。

第65条（連邦障害諮問評議会の職務）

- (1) 本法の規定に従い、連邦障害諮問評議会は障害問題に関わる国家レベルの協議及び諮問機関とされ、障害者のエンパワーメント及びその権利の完全な享受のための総合的政策の継続的推進を促さなければならない。
- (2) 先の規定の一般性を侵すことなく、連邦障害諮問評議会は特に、以下に掲げる機

能を果たさなければならぬ。

- (a) 連邦政府及び州政府に対して政策、計画、立法及び事業につき助言すること
- (b) 障害者に関わる問題についての国家政策を展開させること、
- (c) 障害者問題に関わる政府の部局並びに政府及び非政府の機関での活動を検討し、調整すること、
- (d) 関連する機関及び国際機関とともに障害者のための計画及び事業を国家計画に盛り込むという観点から障害者問題を取り上げること、
- (e) 情報、サービス及び建築環境並びに社会生活への参加に関して障害者のアクセシビリティ、合理的配慮及び非差別のための方策を提言すること、
- (f) 障害者の完全な参加を達成するための法令、政策及び計画について監督すること、及び
- (g) その他連邦政府が随時割り当てる職務

第66条 (州障害諮問評議会)

- (1) すべての州政府は通知により、本法の下で付与される権限を行使し、割当てられる機能を遂行する、州障害諮問評議会と称される組織を構成しなければならない。
- (2) 州障害諮問評議会は以下の者で構成される
 - (a) 州政府において障害問題を担当する部局を管轄する大臣、職権により議長とし、
 - (b) 州政府において障害問題を担当する部局をその管轄におく閣外大臣又は副大臣のいずれか、職権により副議長とし、
 - (c) 州政府の障害問題局、学校教育、識字及び高等教育局、女性及び児童発達局、財務局、人材及び研修局、保健及び家族福祉局、農村開発局、パンチャーヤティールージ局、産業政策及び推進局、労働及び雇用局、都市開発局、住宅及び都市貧困対策局、科学及び技術局、通信及び情報技術局、公企業局、青少年問題及びスポーツ局、道路運輸局及びその他の部局で州政府が必要と考える部局の局長、職権により委員とし、
 - (d) 州議員3名、このうち2名を州下院、1名を州上院から、州上院が設置されていない州においては3名を州下院から、職権により委員とし、
 - (e) 州政府により任命される委員
 - (i) 障害及びリハビリテーションの分野における専門家の委員5名
 - (ii) 州政府の定めた手続により輪番で任命される県の代表5名

インド2016年障害者の権利法

(iii) 可能な限り障害がある者で、障害に関わる非政府組織又は協会を代表する委員10名

ただし、指名される10名の委員のうち、少なくとも5名は女性でなければならず、少なくとも1名ずつ指定カースト及び指定部族に属する者でなければならない。

(iii) 州商工会議所からの代表3名以内

(f) 州政府において障害問題を担当する部局の次官を下回らない職位の職員、職権により事務担当委員とする。

第67条（委員の職務条件）

(1) 本法に別の定めがない限り、州障害諮問評議会の委員で第66条2項e号に基づき任命された委員は、その任命から3年を任期とする。

ただし、この委員はその任期の期限に関わらず、後任者の任期が始まるまでその任にある。

(2) 州政府は、必要とみなす限り第66条2項e号に基づき任命された委員について、理由を陳述する機会を与えた後、解任することができる。

(3) 第66条2項e号に基づき任命された委員は、州政府に宛てた書簡により随時辞任することができ、当該委員の席は空席とされる。

(4) 州障害諮問評議会委員の空席は、新規の任命により充当され、当該委員は前任者の任期の残存期間その任にある。

(5) 第66条2項e号(i)又は(iii)に基づき任命された委員は、再任されることができる。

(6) 第66条2項e号(i)及び(ii)に基づき任命された委員は、州政府の定める報酬を受けることができる。

第68条（欠格事由）

(1) 以下に掲げる者は、州障害諮問評議会の委員となることはできない。

(a) 破産宣告を受け若しくは受けたことがあり、又は債務弁済を停止したことがあり又は債権者との示談をなしたことがある者

(b) 関連する裁判所により精神異常があるとして宣言された者

(c) 州政府により不道徳とされる犯行を行い、又は行ったことがある者

(d) 本法に基づく犯行を行い、又は行ったことがある者

- (e) 委員としての地位を濫用し、委員であることが公衆の利益を損なうと州政府によりみなされた者
- (2) 本条に基づく州政府による解任の命令は、該当する委員に合理的な弁明の機会を与えない限り発することができない。
- (3) 第67条1項及び5項の規定に関わらず、本条に基づき解任された委員は、委員として再任されない。

第69条（委員の空席）

州障害諮問評議会の委員が第68条に基づき欠格とされたとき、当該委員の席は空席とされる。

第70条（州障害諮問評議会の会合）

連邦障害諮問評議会は少なくとも6か月に1回会合を開き、州政府により定められた手続規則に従いその事務を遂行しなければならない。

第71条（州障害諮問評議会の職務）

- (1) 本法の規定に従い、州障害諮問評議会は障害問題に関わる州レベルの協議及び諮問機関とされ、障害者のエンパワーメント及びその権利の完全な享受のための総合的政策の継続的推進を促さなければならない。
- (2) 先の規定の一般性を侵すことなく、連邦障害諮問評議会は特に、以下に掲げる機能を果たさなければならない。
 - (a) 州政府に対して障害に関わる政策、計画、立法及び事業につき助言すること
 - (b) 障害者に関わる問題についての州の政策を展開させること、
 - (c) 障害者問題に関わる州政府の部局並びに州内の政府及び非政府の障害者に関わる機関での活動を検討し、調整すること、
 - (d) 関連する機関及び国際機関とともに障害者のための計画及び事業を州の計画に盛り込むという観点から障害者問題を取り上げること、
 - (e) 情報、サービス及び建築環境並びに社会生活への参加に関して障害者のアクセシビリティ、合理的配慮及び非差別のための方策を他者との平等を基礎に置き提言すること、
 - (f) 障害者の完全な参加を達成するための法令、政策及び計画の影響について監督

インド2016年障害者の権利法

し評価すること、及び

- (g) その他州政府が随時割り当てる職務

第72条 (県レベル障害委員会)

州政府は、その定める機能を実施する県レベル障害委員会を設置しなければならない。

第73条 (空席を理由とした手続きの無効)

連邦障害諮問評議会、州障害諮問評議会又は県レベル障害委員会は、空席の存在又は評議会若しくは委員会の構成におけるいかなる瑕疵のみを理由として、その行為又は手続きに疑義が呈されることはない。

第12章 障害者チーフコミッショナー及び州障害者コミッショナー

第74条 (チーフコミッショナー及びコミッショナーの任命)

- (1) 連邦政府は通知により、本法の目的のために障害者チーフコミッショナー（以下チーフコミッショナーとする）を任命することができる。
- (2) 連邦政府は、通知により、チーフコミッショナーを補佐する2名のコミッショナーを任命することができる。このうちの1名は障害者でなければならない。
- (3) リハビリテーションに関する事項について特別な知識又は実務経験がない者は、チーフコミッショナー又はコミッショナーに任命される資格を有しない。
- (4) チーフコミッショナー及びコミッショナーの給与、手当及びその他の勤務条件（年金、謝金及びその他の退職手当を含む）は連邦政府が定めるところによる。
- (5) 連邦政府は、チーフコミッショナーがその職務を遂行するにあたり補佐することが求められる職員及びその他の吏員の職種及びカテゴリーを決定し、適切とされる職員及び吏員をチーフコミッショナーの下に配置しなければならない。
- (6) チーフコミッショナーの下に配置された職員及び吏員は、チーフコミッショナーの総合的指示及び管理の下でその職務を遂行しなければならない。
- (7) 職員及び吏員の給与、手当及びその他の勤務条件は、連邦政府が定めるところによる。
- (8) チーフコミッショナーは、異なった障害種別からの11名を超えない諮問委員会から、連邦政府の定める手続により補佐を受ける。

第75条（チーフコミッショナーの職務）

- (1) チーフコミッショナーは、
 - (a) 職権又はその他により、いかなる法律の規定、政策、事業及び手続で本法に抵触するものを特定し、必要な是正措置を勧告する
 - (b) 障害者の権利侵害事案及び関連する政府が連邦政府である事項で当事者のために適用しうる保護手段について職権又はその他により審問し、関連する機関とともに当該問題については是正措置について対処する
 - (c) 本法又はその他効力を有する法律による又はその下での障害者に対する保護手段について検討し、その効果的な実施について勧告する
 - (d) 障害者の権利享受を阻害する要因について検討し、適切な救済手段について勧告する
 - (e) 障害者の権利に関する条約及びその他の国際文書について研究し、その効果的実行について勧告する
 - (f) 障害者の権利の分野における研究を実施及び推進する
 - (g) 障害者の権利及びその保護のための手段に関する意識化を進める
 - (h) 障害者のための法律の規定、計画及び事業の実施について監督する
 - (i) 連邦政府により支出された障害者のための基金の活用について監督する
 - (j) その他連邦政府が割当てる職務を遂行する。
- (2) チーフコミッショナーは、本法の下での職務を遂行するにあたりコミッショナーと協議しなければならない。

第76条（チーフコミッショナーによる勧告に対する関連する機関の行為）

チーフコミッショナーが第75条1項b号により機関に勧告をなしたとき、当該機関は勧告を受けた日から3か月以内に必要な措置をとり、当該措置についてチーフコミッショナーに報告しなければならない。

ただし、機関が勧告を受理しないとき、チーフコミッショナーに対し受理しない理由を報告し、権利侵害を受けた者に通知しなければならない。

第77条（チーフコミッショナーの権限）

- (1) チーフコミッショナーは、本法の下での職務を遂行するため、審理に当たり以下に掲げる事項について1908年民事訴訟法典において定められている民事裁判所と同

インド2016年障害者の権利法

等の権限を有する

- (a) 証人を召喚し、出頭を強制すること
 - (b) 書面の発見及び作成を要請すること
 - (c) いかなる裁判所又は事務所に対し公的記録又はその写しを請求すること
 - (d) 供述書に基づく証拠を受理すること
 - (e) 証人又は書面の鑑定を委託すること
- (2) チーフコミッショナーの下でのすべての手続はインド刑法典第193条及び第228条における司法手続とされ、チーフコミッショナーは1973年刑事訴訟法典第195条及び同第26章にいう民事裁判所とみなす。

第78条 (チーフコミッショナーによる年次及び特別報告書)

- (1) チーフコミッショナーは年次報告書を連邦政府に提出しなければならないが、チーフコミッショナーが緊急性及び重要性があり、年次報告書提出まで先送りすべきではないと考えるいかなる事項について随時、特別報告書を提出することができる。
- (2) 連邦政府はチーフコミッショナーから提出された年次報告書及び特別報告書を、その勧告に対する対処の又は対処が求められている行為及び勧告の不受理の理由についての覚書とともに両議院に提出しなければならない。
- (3) 年次報告書及び特別報告書は、連邦政府が定める形式、手続及び記載内容に従い作成されなければならない。

第79条 (州コミッショナーの任命)

- (1) 州政府は通知により、本法の目的のために州障害者コミッショナー（以下州コミッショナーとする）を任命することができる。
- (2) リハビリテーションに関する事項について特別な知識又は実務経験がない者は、州コミッショナーに任命される資格を有しない。
- (3) 州コミッショナーの給与、手当及びその他の勤務条件（年金、謝金及びその他の退職手当を含む）は州政府が定めるところによる。
- (4) 州政府は、州コミッショナーがその職務を遂行するにあたり補佐することが求められる職員及びその他の吏員の職種及びカテゴリーを決定し、適切とされる職員及び吏員を州コミッショナーの下に配置しなければならない。
- (5) 州コミッショナーの下に配置された職員及び吏員は、州コミッショナーの総合的

指示及び管理の下でその職務を遂行しなければならない。

- (6) 職員及び吏員の給与、手当及びその他の勤務条件は、州政府が定めるところによる。
- (7) 州コミッショナーは、異なった障害種別からの5名を超えない諮問委員会から、州政府の定める手続により補佐を受ける。

第80条 (州コミッショナーの職務)

州コミッショナーは

- (a) 職権又はその他により、いかなる法律の規定、政策、事業及び手続で本法に抵触するものを特定し、必要な是正措置を勧告する
- (b) 障害者の権利侵害事案及び関連する政府が州政府である事項で当事者のために適用しうる保護手段について職権又はその他により審問し、関連する機関とともに当該問題について是正措置について対処する
- (c) 本法又はその他効力を有する法律による又はその下での障害者に対する保護手段について検討し、その効果的な実施について勧告する
- (d) 障害者の権利享受を阻害する要因について検討し、適切な救済手段について勧告する
- (e) 障害者の権利の分野における研究を実施及び推進する
- (f) 障害者の権利及びその保護のための手段に関する意識化を進める
- (g) 障害者のための法律の規定、計画及び事業の実施について監督する
- (h) 州政府により支出された障害者のための基金の活用について監督する
- (i) その他州政府が割当てる職務を遂行する。

第81条 (州コミッショナーによる勧告に対する関連する機関の行為)

州コミッショナーが第80条 b 号により機関に勧告をなしたとき、当該機関は勧告を受けた日から3か月以内に必要な措置をとり、当該措置について州コミッショナーに報告しなければならない。

ただし、機関が勧告を受理しないとき、州コミッショナーに対し受理しない理由を報告し、権利侵害を受けた者に通知しなければならない。

第82条（州コミッショナーの権限）

- (1) 州コミッショナーは、本法の下での職務を遂行するため、審理に当たり以下に掲げる事項について1908年民事訴訟法典において定められている民事裁判所と同等の権限を有する
 - (a) 証人を召喚し、出頭を強制すること
 - (b) 書面の発見及び作成を要請すること
 - (c) いかなる裁判所又は事務所に対し公的記録又はその写しを請求すること
 - (d) 供述書に基づく証拠を受理すること
 - (e) 証人又は書面の鑑定を委託すること
- (2) 州コミッショナーの下でのすべての手続はインド刑法典第193条及び第228条における司法手続とされ、州コミッショナーは1973年刑事訴訟法典第195条及び同第26章にいう民事裁判所とみなす。

第78条（州コミッショナーによる年次及び特別報告書）

- (1) 州コミッショナーは年次報告書を州政府に提出しなければならないが、州コミッショナーが緊急性及び重要性があり、年次報告書提出まで先送りすべきではないと考えるいかなる事項について随時、特別報告書を提出することができる。
- (2) 州政府は州コミッショナーから提出された年次報告書及び特別報告書を、その勧告に対する対処の、又は対処が求められている行為及び勧告の不受理の理由についての覚書とともに州議会が二院により構成されている場合は両議院に、一院により構成されている場合はその議院に提出しなければならない。
- (3) 年次報告書及び特別報告書は、州政府が定める形式、手続及び記載内容に従い作成されなければならない。

第13章 特別法廷

第84条（特別法廷）

迅速な審理のため、州政府は高等裁判所長官と共同で、通知により各県でセッションズ裁判所を本法の下での犯行を審理する特別法廷に指定する。

第85条（特別検察官）

- (1) すべての特別法廷において州政府は、訴訟を処理するための特別検察官として、

検察官から指定するか又は弁護士として7年以上の経験を有する弁護士を任命する。

- (2) 1項に基づき任命された特別検察官は、州政府が定める謝金又は報酬を受ける権利を有する。

第14章 国家障害者基金

第86条 (国家障害者基金)

- (1) 国家障害者基金と称する基金を設置し、これには以下のものが組み入れられる
- (a) 1983年8月11日付通達番号 S. O. 573 (E) により設置された障害者基金及び1890年慈善団法に基づき2006年11月21日付通達番号30-03/ 2004-DDII により設置された障害者のエンパワーメント信託基金の総額
 - (b) 最高裁判所2000年民事上訴番号4655及び5218における2004年4月16日の判決に関わる銀行、公社、金融機関による支払総額
 - (c) 助成金、贈与、寄付、寄贈、遺産贈与又は移転により受入れた総額
 - (d) 補助金を含む連邦政府からの受入れの総額
 - (e) 連邦政府が定めるその他からの組入れ総額
- (2) 障害者基金は定められた手続により運用及び運営される。

第87条 (計算書及び監査)

- (1) 連邦政府は、適切な計算書及びその他の記録を管理し、インド会計検査院長と協議のうえで定める様式により、収支計算書を含む基金の年次計算報告書を作成しなければならない。
- (2) 基金の計算書はインド会計検査院長により、その定める期間ごとに監査されなければならない。監査に関連して会計検査院長が負担した支出については基金から会計検査院長に支払うことができるようにしなければならない。
- (3) インド会計検査院長及びその他基金の監査に関連して会計検査院長から任命された者は、インド会計検査院長が政府の計算書の監査にあたり一般的に有する権利、特権及び権限と同等のものを持ち、とくに計算書台帳、関連する証券並びにその他の記録及び書面の作成を要請し、基金のいかなる事務所も検査する権利を有する。
- (4) インド会計検査院長又はその代理として会計検査院長により任命された者により監査された計算書は、監査報告書とともに連邦政府により両議院に提出されなければならない。

第15章 州障害者基金

第88条 (州障害者基金)

- (1) 州政府は、その定める手続により、州障害者基金と称する基金を設置する。
- (2) 州障害者基金は、州政府が定めた手続により運用及び運営される。
- (3) 州政府は、適切な計算書及びその他の記録を管理し、インド会計検査院長と協議のうえで定める様式により、収支計算書を含む州障害者基金の年次計算報告書を作成しなければならない。
- (4) 州障害者基金の計算書はインド会計検査院長により、その定める期間ごとに監査されなければならない。監査に関連して会計検査院長が負担した支出については州基金から会計検査院長に支払うことができるようにしなければならない。
- (5) インド会計検査院長及びその他州障害者基金の監査に関連して会計検査院長から任命された者は、インド会計検査院長が政府の計算書の監査にあたり一般的に有する権利、特権及び権限と同等のものを持ち、とくに計算書台帳、関連する証票並びにその他の記録及び書面の作成を要請し、州基金のいかなる事務所も検査する権利を有する。
- (6) インド会計検査院長又はその代理として会計検査院長により任命された者により監査された計算書は、監査報告書とともに議会が二院で構成されている場合は両議院に、一院で構成されている場合はその議院に提出されなければならない。

第16章 犯罪及び処罰

第89条 (本法又は本法に基づく規則若しくは規制の規定の違反に対する処罰)

本法又はこれに基づき制定された規則の規定に違反した者は、初犯の場合は1万ルピー以下の罰金とし、それ以降の違反に対しては5万ルピー以上50万ルピー以下の罰金とする。

第90条 (法人による違反)

- (1) 本法に対する違反が法人によりなされたとき、その違反がなされたときに、法人の事務の実行及び法人自体についてこれを管理し及び責任を有する者は、その違反について有罪であるとみなされ、法的手続きをとられ、処罰される。

ただし、本項の規定は、本法の規定に基づき処罰されるべき者で、違反がその者

の知る範囲ではなかったこと又は当該違反を防ぐために適切な措置を講じていたことを立証したとき適用されない。

- (2) 1項の規定に関わらず、本法に対する違反が法人によりなされ、当該違反が法人の取締役、経営者、事務担当者又はその他の職員の合意若しくは黙認による又は懈怠に帰せられる違反について、当該取締役、経営者、事務担当者又はその他の職員はその違反について有罪であるとみなされ、法的手続きをとられ、処罰される。

解説 本条の目的のため、

- (a) 「法人」はすべての法人を意味し、事務所又は個人による団体を含む。
(b) 「取締役」は事務所に関してはそのパートナーを意味する。

第91条（基準値以上の障害者の福利の詐取に対する処罰）

基準値以上の障害者の福利を詐取した又は詐取を試みた者には2年以下の懲役若しくは10万ルピー以下の罰金又はその両方を科す。

第92条（残虐な犯罪に対する処罰）

（以下に該当する）いかなる者も、6か月以上5年以下の懲役及びこれに罰金を付する刑に処す。

- (a) 公衆の面前で障害者に対し故意に侮辱又は屈辱を与えることを意図して脅迫した者
(b) 障害者に対し侮辱すること又は女性障害者の憤みを侵害することを意図して暴行し又は実力を行使した者
(c) 障害者に対し実際に保護し又は監督する者が自発的に又は知りながら食料又は飲料の提供を拒絶した者
(d) 障害のある児童又は女性の意思を支配する地位にある者が、その地位を利用して性的に搾取した者
(e) 障害者の義肢、感覚器官又はその他の補助装置を意図的に破壊し、損壊し又はその利用を阻害した者
(f) 女性障害者の妊娠について本人の明示的な合意なく中絶させる又は中絶につながらせる医療行為を行い、指導し又は指示した者。重度の女性障害者で登録医療従事者によるものであり女性障害者の後見人の合意がある場合の中絶のための医療行為を除く。

インド2016年障害者の権利法

第93条（情報提供の瑕疵に対する処罰）

本法の規定，規則又は本法に基づき定められ若しくは発せられる指令に従い記録，計算書若しくはその他の書面の作成又は報告書，情報若しくはその詳細についての報告又は質問に対する回答をなす責務を負ういかなる者も，それらの作成又は報告をなしえなかったときは，それぞれの違反に対し2万5千ルピー以下の罰金に処し，継続してこれをなしえず又はこれを拒否したときは，継続した日又は罰金処分の原因の日から拒否について1日当たり1千ルピー以下の罰金に処す。

第94条（関連する政府による事前の懲戒）

本章の下で関連する政府の職員によりなされた違法行為について，関連する政府による事前の懲戒又は不服申立が権限ある職員により提起されている場合を除き，いかなる裁判所もこれを違法と認識しない。

第95条（別の処罰）

本法及びその他の連邦法又は州法により違法行為を構成する作為又は不作為で，効力を有する他の法律に含まれる事項に関わらず，違反者はいずれか重い刑罰の科せられる法律の規定に基づき有罪とされ処罰される。

第17章 雑 則

第96条（他の法律の適用）

本法の規定は，他の効力を有する法律の規定に追加するものであり，それらの規定の効力を失わせるものではない。

第97条（善意の行為の保護）

関連する政府，関連する政府の職員又はチーフコミッショナー若しくは州コミッショナーの職員若しくは吏員により，善意によりなされた又はなされようとした本法又は本法に基づく規則による行為に対し，いかなる訴訟，訴追又は法的行為もなされない。

第98条（問題の除去）

- (1) 本法の規定に効力を付与するにあたり困難を認めるとき，連邦政府は官報に記載される命令により，困難を排除する必要又は有効であるとみなされる本法の規定

に抵触しない規定又は指令を定めることができる。

ただし、この命令は本法の施行から2年を経過した後に定められなければならない。

- (2) 本条に基づき定める命令は、その発出後直ちに両議院にこれを提出しなければならない。

第99条（付則の改正権限）

- (1) 関連する政府又はその他によりなされた勧告について、連邦政府がこれを実施することが必要又は有効とみなすとき、通知により付則を改正することができ、通知が発せられたとき付則は改正されたものとされる。
- (2) 当該通知はこれが発せられた後、できる限り速やかに両議院に提出されなければならない。

第100条（連邦政府の規則制定権限）

- (1) 連邦政府は前条までに規定された条件に従い、通知により、本法の規定を実行するための規則を制定することができる。
- (2) 前条までの権限の一般性を損なうことなく、特に以下に掲げる事項のすべて又はその一部について規則を制定することができる。
 - (a) 第6条2項に基づく障害研究委員会の構成手続
 - (b) 第21条2項に基づく機会均等政策の通知手段
 - (c) 第22条1項に基づくすべての機関における記録の保管に関わる形式及び手段
 - (d) 第23条3項に基づく苦情処理官の不服申立て記録保管手段
 - (e) 第36条に基づく特別雇用計画での事業所からの情報及び回答の提供手段
 - (f) 第38条2項に基づく評価委員会の構成及び同条3項に基づく評価委員会の評価方法
 - (g) 第40条に基づく障害者のために定められるアクセシビリティ基準の規則
 - (h) 第58条1項に基づく障害認定の適用手段及び同条2項に基づく障害認定の形式
 - (i) 第61条6項に基づく連邦諮問評議会の任命委員に支給される手当
 - (j) 第64条に基づく連邦諮問評議会の会合における事務の執行手続に関わる規則
 - (k) 第74条4項に基づくチーフコミッショナー及びコミッショナーの給与、手当及びその他の勤務条件

インド2016年障害者の権利法

- (l) 第74条7項に基づくチーフコミッショナーの職員及び吏員の給与、手当及び勤務条件
 - (m) 第74条8項に基づく諮問委員会の構成及び専門家の任命方法
 - (n) 第78条3項に基づくチーフコミッショナーにより提出される年次報告書の形式、手続及び内容
 - (o) 第86条2項に基づく基金の運用及び運営に関わる手続及び手段
 - (p) 第87条1項に基づく基金の計算書作成形式
- (3) 本法に基づくすべての規則は、その制定後できる限り速やかに会期中は両議院に提出されなければならない、その会期又は二若しくは複数の連続した会期で30日となるときはその会期又は連続した会期の終了までに両議院が当該規則の修正又は規則の不制定に合意したとき、当該規則はこのとき以降修正した形でのみ効力を有し又は効力を有しない。

しかし、いかなる修正又は無効化も規則に基づきなされた事項の効力には影響しない。

第101条（州政府の規則制定権限）

- (1) 州政府は前条までに規定された条件に従い、通知により、本法の施行から6か月を超えない期間内に本法の規定を実行するための規則を制定することができる。
- (2) 前条までの権限の一般性を損なうことなく、特に以下に掲げる事項のすべて又はその一部について規則を制定することができる。
 - (a) 第5条2項に基づく障害研究委員会の構成手続
 - (b) 第14条1項に基づく限定的後見人の支援提供手段
 - (c) 第51条1項に基づく登録認証申請の形式及び手続
 - (d) 第51条3項に基づく登録認証機関の設備及び基準
 - (e) 第51条4項に基づく登録認証の有効期限及び認証の形式及び条件
 - (f) 第51条7項に基づく登録認証申請の処理期限
 - (g) 第53条1項に基づく異議申立期限
 - (h) 第59条1項に基づく認証機関による命令に対する申立の期限及び方法並びに同条2項に基づく申立の処理方法
 - (i) 第67条6項に基づく州諮問評議会の任命委員に支給される手当
 - (j) 第70条に基づく州諮問評議会の会合における事務の執行手続に関する規則

- (k) 第72条に基づく県レベル委員会の構成及び機能
 - (l) 第79条3項に基づく州コミッショナーの給与、手当及びその他の勤務条件
 - (m) 第79条6項⁵⁾に基づく州コミッショナーの職員及び吏員の給与、手当及び勤務条件
 - (n) 第79条7項に基づく諮問委員会の構成及び専門家の任命方法
 - (o) 第83条3項に基づく州コミッショナーにより提出される年次報告書の形式、手続及び内容
 - (p) 第85条2項に基づき特別検察官に支給される手当及び謝礼
 - (q) 第88条1項に基づき設置される州障害者基金の構成手段及び同条2項に基づく基金の運用及び運営に関わる手続及び手段
 - (r) 第88条3項に基づく州障害者基金の計算書作成のための様式
- (3) 本法に基づき州政府が制定したすべての規則は制定後できる限り速やかに、議会が二院で構成される州においては両院に、一院で構成される州ではその議院に提出されなければならない。

第102条（廃止及び保持）

- (1) 1995年障害者（機会均等、権利保護及び完全参加）法は、これを廃止する。
- (2) 前項の法律の廃止にも関わらず、当該法律に基づきなされた事項及び行為は、本法の対応する規定に基づきなされたものとみなす。

付則（第2条 zc 号参照）

特定障害

1. 物理的障害

A 運動障害（筋肉、神経系統又はその両方の機能障害の結果自ら及び目的物の動作に伴う特定の活動を行うことが不可能な者）は以下のものを含む。

- (a) 「ハンセン氏病治癒者」はハンセン氏病が治癒したものの以下の困難がある者
 - (i) 手又は足の感覚が喪失されているとともに眼及びまぶたに明白な変形はないものの感覚の喪失又は異常がある場合
 - (ii) 明白な変形又は異常があるものの、その手及び足について十分に可動であり、

5) 官報においては「第79条3項」と記載されているが、同条に当たる限り誤りであるため、本稿の通り訳出した。

インド2016年障害者の権利法

通常の経済活動に関与しうる場合

- (iii) 物理的に極端な変形があるとともに高齢であるために収入を得る職に就くことができない場合

「ハンセン氏病治癒者」という表現はこれに応じて解釈されなければならない

- (b) 「脳性まひ」は通常出生前、出産中または出産直後に発生する脳の一又は複数の特定の部位の損傷を原因とする非進行性の神経状態の総体をいい、身体の活動及び筋肉の協調に影響を及ぼすものをいう。
- (c) 「小人症」は医学的又は遺伝子的状況により成人での身長が4フィート10インチ（147センチメートル）に満たないものをいう。
- (d) 「筋ジストロフィー」は先天性の遺伝子疾患で身体を動かす筋肉の弱体化をもたらすもので、重複ジストロフィーの罹患者は遺伝子情報の異常又は欠落により健全な筋肉のために必要なたんぱく質の生成が阻害される。進行性の筋肉の弱体化、筋たんぱく質の欠如及び筋細胞及びその組織の消滅に特徴づけられる。
- (e) 「酸による暴行被害者」は、酸又はこれに類する物質を投げかけられる暴行を受けた結果醜悪に変形をもたらされた者をいう

B. 視覚障害

- (a) 「全盲」は、最大の矯正を行ったうえで、以下のいずれかにある者の状態を意味する。
- (i) 視覚が完全に喪失している場合 又は
- (ii) 視力が良い方の目で最大の矯正を行ったうえで60分の3未満又は200分の10（スネレン）未満の場合 又は
- (iii) 視角が10度未満である場合
- (b) 「低視力」は、以下のいずれかにある者の状態を意味する。
- (i) 視力が良い方の目で最大の矯正を行ったうえで18分の6以下又は60分の3以上で60分の20未満又は200分の10未満（スネレン）の場合 又は
- (ii) 視角が10度以上40度未満の場合

C. 聴覚障害

- (a) 「ろう」は、両耳で音声周波数において70デシベルの聴力の損失がみられる者を意味する。
- (b) 「難聴者」は、両耳で音声周波数において60デシベルから70デシベルの聴力の損失がみられる者を意味する。

- D. 「発話及び言語障害」は、口頭切除術又は失語症などによる永続的な障害で、機能的又は神経的な要因により発話又は言語の一又は複数の要素に影響を及ぼすものをいう。
2. 知的障害は、知的機能（論理的思考、学習、問題解決）及び日常の社会的、実践的機能をその範囲とする適応行動の両面に明確な制限があることを特徴とする状態で、以下を含む
- (a) 「特定の学習障害」は、異なった状態の総体であり、発話又は書字における言語生成の欠損があり、理解、発話、読解、書字、つづり又は計算の困難という形で現れるもので、知覚障害、失読症、書字障害、計算力障害、統合運動障害及び発達失語症などの状態を含む。
- (b) 「自閉症スペクトラム障害」は、典型的には生後3年の間に出現する神経発達の状態、コミュニケーション、関係性の理解及び他者との関係に関わる能力に影響を及ぼすものであり、しばしば独自又は常同の儀式又は行動をとまなう。
3. 精神活動について

「精神障害」は思考、感情、認知、志向又は記憶の相当な障害で、判断、行動、現実認識能力又は日常生活の要請への対応能力に大きな障害があることをいう。しかし精神的発達が停止又は不完全な状態にあり、特に知性の歪正常性に特徴づけられる精神遅滞は含まない。

4. 以下を原因とした障害

- (a) 慢性の神経状態、すなわち
- (i) 「多発性硬化症」は炎症であり、脳の神経細胞の軸索の周囲にある髄鞘及び脊髄が損傷を受けて脱髄につながったもので、脳の神経細胞と脊髄との伝達能力に影響を及ぼすものをいう。
- (ii) 「パーキンソン病」は、進行性の神経系統の疾病で、振戦、筋肉の固縛、動作の緩慢がみられ、主に中年から老年の者にみられるものであり、大脳基底核の変性及び神経伝達ドーパミンの減少をとまなう。
- (b) 血液の障害として、
- (i) 「血友病」は、遺伝性疾患で、通常男性のみが罹患するが女性からその男子にも感染しうるものであり、通常の凝結能力の欠損又は障害に特徴づけられ、そのため小規模な傷が致命的な流血につながるものをいう
- (ii) 「サラセミア」は、遺伝性疾患の総体で、ヘモグロビン量の減少又は欠損に

特徴づけられるものをいう。

(iii) 「鎌状赤血球病」は、溶血性の疾病で慢性の貧血、激痛発作及び重複した症状がみられ、組織及び器官の損傷をともなう。「溶血性」とは赤血球の細胞膜の破壊によりヘモグロビンの放出につながるものをいう。

5. 重複障害（これまでの特定障害が複数あるもの）は、聴覚及び視覚障害の重複により深刻なコミュニケーション、発達及び教育面での問題がある盲ろう者を含む。
6. その他連邦政府が通知するその他のカテゴリー。

参 考 文 献

- 浅野宜之（2010）「インドにおける障害者の法的権利の確立」小林昌之編『アジア諸国の障害者法——法的権利の確立と課題』アジア経済研究所研究双書 No. 585, アジア経済研究所, 平成22年, 149-182頁
- 浅野宜之（2012）「インドにおける障害者の雇用と法制度——判例と新法制定から——」小林昌之編『アジアの障害者雇用法制——差別禁止と雇用促進——』アジ研選書31, アジア経済研究所, 平成24年, 125-155頁
- 浅野宜之（2015）「インドにおける障害者教育と法制度」小林昌之編『アジアの障害者教育法制——インクルーシブ教育実現の課題』アジ研選書38, アジア経済研究所, 平成27年, 193-223頁
- 浅野宜之（2017）「インドにおける女性障害者の現状——法制度からの検討——」小林昌之編『アジア諸国の女性障害者と複合差別』アジア経済研究所研究双書 No. 629, アジア経済研究所, 平成29年, 211-242頁
- 森壯也（編）（2011）『南アジア諸国の障害当事者と障害政策——障害と開発の視点から——』アジ研選書27, アジア経済研究所, 平成23年